令和8年度 鹿児島県立隼人工業高等学校 第二次入学者選抜募集要項

鹿児島県立隼人工業高等学校

1 募集学科・募集定員

第一次入学者選抜の合格者数が募集定員に満たない学科において実施するもので、実施学科と募集枠については、令和8年3月12日(木)に県教育委員会が発表する。

2 出願資格

第一次入学者選抜への出願資格を有し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。ただし、私立高等 学校に合格し、入学手続を完了した者は出願できない。

- (1) 高等学校を受検し、合格しなかった者
 - ※ 同一校の同一学科には出願できない。併願学科も同一学科と見なす。なお、推薦入学者選抜、帰 国生徒等特別入学者選抜の不合格についてはこの項の対象にしない。
- (2) 高等学校に出願したが、病気や不慮の事故等により、学力検査を受検できなかった者
- (3) 県外からの保護者の転勤等の理由により、本県の公立高等学校を志願する者

3 出願

- (1) **令和8年3月17日(火)から3月18日(水)正午(必着)まで** ※ 受付時間は、締切日を除く平日の午前8時30分から午後4時30分までとする。
- (2) 出願は、1人1校1学科に限る。

4 出願先

鹿児島県立隼人工業高等学校

899-5106 鹿児島県霧島市隼人町内山田一丁目6番20号 (電話 0995-42-0023)

5 出願手続き及び留意事項

- (1) 入学志願者は、在学している中学校等、又は卒業した中学校等の校長(以下「中学校長」という。)を経て、本校校長に入学願書(第二次入学者選抜用)を提出する。なお、2(2)及び(3)に該当する者については、その具体的内容を記載した**意見書**(任意の様式)を中学校長は添えることとする。
- (2) 中学校長は、次の書類を出願期間内に本校校長へ提出する。
 - ア 第二次入学者選抜入学願書・・・・・ 様式 18 に準じて本校が定めた様式
 - イ **写真1枚・・・・・**受検票に貼付する。(上半身・脱帽,3ヵ月以内に撮影,縦4cm×横3cm, 裏面に記名すること)
 - ウ 入学検定料・・・・入学願書に 2,200 円分の鹿児島県収入証紙を貼付する。
 - エ 第二次入学者選抜出願者総括表 ・・ 様式2-3
 - オ 調査書・・・・・ 様式4-1又は4-2
- (3) 出願者に対しては、出身中学校長を経て第二次入学者選抜受検票を交付する。
- (4) 中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする受検者がいる場合は、出願手続と 同時にその旨を本校校長に申し出る。
- (5) 特別な理由等で年間の欠席日数が30日以上の者については、**自己申告書**(様式20)を中学校長を経て、本校校長に提出することができる。なお、自己申告書は入学志願者及びその保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名、本人氏名を記入することとする。

6 選抜方法

中学校長から提出された調査書の記録と、本校で実施する作文、面接及び第一次入学者選抜における学力検査の結果等を総合して行う。

7 期日・日程等

- (1) 期 日 令和8年3月19日(木)
- (2) 会 場 隼人工業高等学校(受付:本校事務室前)
- (3) 日程 9:30 集合(本校会議室)

10:00 ~ 10:50 作文 (480字~600字)

11:10 ~ 面接(個人面接)

- (4) 持参品 受検票・筆記用具・上履き
- (5) その他 受検票を万一忘れた者は、本校事務室に届け出る。

受検票裏面の「受検上の注意」に従うこと。

8 調査書等の書類による選考

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等への罹患の影響,その他,本人に責任の帰さないやむを得ない事情により、3月19日(木)の「第二次入学者選抜」を受検できない入学志願者については、以下の方法で調査書等の書類による選考を可能とする。

- (1) 「第二次入学者選抜」を受検できない入学志願者で「調査書等の書類による選考」を申し出る者は、 令和8年3月17日(火)から3月19日(木)正午までに、以下の書類を中学校長に提出するものとする。
 - 第二次入学者選抜に係る申出書(様式24-1)
- (2) 出身中学校長は、「調査書等の書類による選考」の申し出があった場合、直ちに以下の書類を本校校長に提出するものとする。
 - ア 第二次入学者選抜に係る申出書 (様式 24-1)
 - イ 第二次入学者選抜に係る参考資料 (様式 24-2)

9 合格者発表

令和8年3月23日(月) 午後2時以後 本校ホームページ上において受検番号で発表する。

10 合格者説明会

令和8年3月23日(月) 午後3時 本校指定の会場に保護者同伴で集合

※ 入学手続・入学までの諸準備・生活心得・課題等を連絡する。保護者が出席できない場合は、 必ず代理が出席することとする。